

阿賀町集中改革プラン



阿 賀 町

1 集中改革プランのコンセプト

本町においては、社会・経済情勢の変化等に応じ行政改革に取り組み、効率的、効果的な行政運営推進に努めているところである。

しかし、加速化する少子高齢化、労働人口の空洞化とそれに伴う町税の減収、集落維持機能の低下、高度情報化社会、住民ニーズの多様化と行政への依存度の深化等、課題は山積する一方である。これに対し、社会経済情勢の急変に迅速かつ的確に対応可能な行政運営を推進していくための体制づくりには遅れをとっている実情である。

国が標榜する三位一体改革にも包含される地方分権への移行が年々進行する中で、弱小地方自治体を取巻く環境は著しく厳しい状況となっている。

このような実情を鑑み、これまでより一層の徹底した行政改革に資するため、阿賀町集中改革プランを策定する。

2 集中改革プランの計画期間

阿賀町集中改革プランの実施作成にあたっては、平成 18 年度から 20 年度までの 3 ヶ年を当面の取組目標として策定し、数値目標を履行しつつ推進するものである。

3 集中改革プランの体系

- (1) 事務事業の再編・整理等
- (2) 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用）
- (3) 定員管理の適正化
- (4) 各種手当等の総点検及び給与の適正化
- (5) 経常経費、補助金、交付金、委託料等の節減財政効果の数値化
- (6) 第三セクター・各種特別会計に対する的確な対応と措置
- (7) その他

1 事務事業の再編・整理等

(1) 事務事業の再編・整理等のコンセプト

住民にとって最も身近な行政主体の役割を担っている本町業務は、社会経済情勢等の変化及び国県の各種法令等の改定等に起因する多くの行政課題に迅速かつ的確に対応するための見直しを逐次実施し、効率的な事業実施を遂行するよう努める。

事業の見直しについては、所期の目的の達成度及び変転を勘案し、廃止・縮小または事業主体の移行等を検討すること。町の責務と住民の役割を峻別し、受益者負担を考慮しながら行政効率の向上に努める。

目的達成の実効性を確保するため、行政評価システムを導入する。

(2) 事務事業の再編・整備等の取組目標

* 施設の統廃合・整理等の取組目標

- ・ 小中学校及び保育園の統合の積極的な促進と効率的なスクールバス、通園バスの運営
- ・ 保健・福祉・医療・介護業務の有機的連携及び出先機関の効率的な整理統合
- ・ 外部団体との委託契約内容の精査により、業務の透明性を確保し、適正金額の検討
- ・ 支所その他各公共施設の効率的再利用の早急な検討。また結果を具現化し施設の空きスペースの貸出し、売却、または解体等の協議
- ・ 電子決済、電子入札等の電子化による事務作業の効率化及び一般事務の簡素化の検討
- ・ 投資的経費、その他現有施設維持、機器等の有機的活用によるトータルコストの削減
- ・ 通常業務における経常経費等の削減に対する職員の徹底した意識改革

* 補助金、交付金、負担金等の整理合理化

- ・ 各種団体への補助金等の見直しを行い、漸減又は廃止していくための実施計画の作成
- ・ 各種団体の自主性を促進し自立化を推進する。また慣例的補助金は廃止
- ・ 補助金交付対象団体の活動実態を精査し、目的外に使用されているものは廃止
- ・ 補助金交付対象団体の決算状況により繰越または会費等の減額のある団体は削減
- ・ 祝い金等の費用対効果を検討し、実効性に疑義のあるものは検討後、削減及び廃止

2 民間委託等の推進（指定管理者制度の積極的活用）

(1) 民間委託等のコンセプト

これまでも各事業において、多岐にわたり全部または一部民間委託を実施してきた。今後は、更に精査検討を加え民間委託事業を広範に実施する。住民サービスの低下を招くことなく、業務の効率化に向け指定管理者制度を積極的に活用しながら PFI についても研究検討を実施する。

(2) 公共施設についての取組み目標

ア 公共施設の現状について

公 の 施 設	レクリエーション・スポーツ施設	42	中ノ沢渓谷森林公園 こしじの森スポーツラ ンド B&G 海洋センター たきがしら湿原
	産業振興施設	40	わらび園管理棟 地場産業振興センター 農産物直売施設 きのご育成管理施設
	基盤施設	132	クリーンセンター 集落集会施設 スノーセ ンター 浄化センター 簡易水道施設
	文教施設	15	文化福祉会館 野外音楽ステージ ふるさと 交流川屋敷 阿賀野川文化資料館
	医療・社会福祉施設	36	高齢者ふれあい会館 高齢者生活福祉センタ ー 地域包括支援センター 保育園等
	合 計	265	

イ 指定管理者制度の活用について

「管理委託制度」に替わり「指定管理者制度」が導入されることにより、サービス提供を実施するうえで、町直営とその他の事業者が運営する場合とで公的施設のサービス・コストその他の角度から最良の運営を比較検討し効率的な対応を決定していくこととなる。

- ・現在管理委託を実施している施設
指定期限までに指定管理者制度に移行する
- ・町直営の施設及び新規に設置される施設
設置目的、当該施設が提供するサービス等を勘案し、運営上町直営以外が不適切な施設を除き指定管理者制度の導入について積極的に検討する。

(平成17年度末現在)

	施設の種類	総施設 数	管理状況			業務委 託実施 済み施 設数
			直営管 理施設 数	旧法第 244条 の2に よる管 理委託 施設数	指定管 理者に よる管 理施設 数	
公 共 施 設	レクリエーション・スポーツ施設	42	20	22		
	産業振興施設	40	15	25		
	基盤施設	132	43	89		
	文教施設	15	11	4		
	医療・社会福祉施設	36	22	14		
	合 計	265	111	154		

ウ 公の施設ごとの取組み内容

- ・ 本年度中に指定管理者制度を各施設について積極的に導入する。
- ・ 平成 20 年度までに、全ての公共施設について施設管理のあり方を決定する。

(3) 公の施設以外の取組み目標

ア 公の施設以外の委託

(平成 17 年度末現在)

	委託状況	施設数	主な施設
以 外 の 公 の 施 設	全部委託実施施設	0	
	一部委託実施施設	5	庁舎(支所を含む) 給食センター
	合 計	5	

イ 公の施設以外の施設ごとの取組み

サービス水準の向上と業務の効率化を図る観点から業務委託について検討し、積極的な活用を図っていく。

(4) その他の事務についての取組み目標

ア その他の事務についての委託状況

平成 17 年度末現在(集中改革プラン調書「民間委託等の推進中」全部委託を除く)

	施設の種類	全部委託	一部委託	全部直営
そ の 他 の 事 務	公用車運転			
	し尿処理			
	学校給食			
	学校用務員事務(調理・運搬)			
	道路維持補修・清掃等			
	情報処理・町内情報システム維持			
	ホームページ作成・運営			
	調査・集計			
	総務関係事務(給与・旅費・福利厚生等)			

イ その他の事務についての取組み目標

全部直営で実施している 2 事務について、平成 20 年度までにあり方について決定する。
一部委託を実施している事務について、随時見直しを行い委託移行の方向性を平成 20 年度までに決定する。

3 定員管理の適正化関係

(1) 定員管理の適正化に関するコンセプト

行政需要の増加に対応していくため、組織の編成、民間委託、事務のOA化等を積極的に進め、事務の簡素化を実施しながら効率的な行政組織体制を確立する。

(2) 合併前4ヶ年(h13~h16)定員純減実績(h17/4/1合併)

(単位：人・%)

区 分		年 度				h13~h16	
		h13	h14	h15	h16	削減数	削減率
4月1日 定員実績	一般行政部門	295	297	292	285	10	3.4
	特別行政部門	108	107	109	108	0	0
	公企・特会等	34	33	33	32	2	5.9
	計(職員数)	437	437	434	425	12	2.7

(3) 合併後5年間の定員管理数値目標

(単位：人・%)

区 分		年 度						h17~h22	
		h17	h18	h19	h20	h21	h22	削減数	削減率
4月1日 定員実績及 び数値目標	一般行政部門	274	264	261	250	237	229	45	16.4
	特別行政部門	103	94	86	84	82	80	23	22.3
	公企・特会等	40	35	33	32	31	30	10	25.0
	計(職員数)	417	393	380	366	350	339	78	18.7
	退職者数	29	18	17	19	14	14		
	採用者数	5	5	3	3	3	3		

一般行政部門：議会、総務、税務、福祉、民生、衛生、農林水産、労働、商工、土木

特別行政部門：教育、消防

公企・特会等：水道、簡水、下水、国保、老人、介護、診療所、スキー場

(4) 定員適正化計画のコンセプト

平成18年度から22年度までの取組み目標については、年度別退職職員数を精査し、明確な数値を記した。採用予定者数を最小限とすることで、計画的な職員数の抑制に取り組む。

本町は、職員年齢階層別に見ると平成22年度までが大量退職を迎える時期に当たることから、強引な職員削減策を講じる必然性はなく、必要最小限の職員採用を確保することで合併後10年前後には自然減により人員の適正化が図られる。

しかし、更なる効率的な行政運営に努める必要があることから、「必要最小限の採用人員数」についても、事務事業の見直しを逐次実施する中で充分精査し年次ごとに決定する。

4 給与の適正化関係

(1) 給与適正化のコンセプト

職員の給与制度については町民のコンセンサスが得られる給与制度・運用・支給水準の適正化が求められていることから、国の給与構造改革に基づき、本町の実情に見合った新給与制度を構築していくため、阿賀町行政改革推進本部において随時検討する。

(2) 給与の適正化に関するこれまでの実施状況

(平成18年3月31日現在の状況)

取組項目		実施内容(現在の状況)
高齢層職員昇給停止		国に準じた見直しを実施
不適正な 昇給運用の 是正関係	退職時特別昇給廃止	平成18年4月1日から廃止予定
	初任給基準の見直し	国に準じた見直しを実施
	昇給期間短縮の見直し	〃
級別職務分類表に適合しない級への格付け(わたり)等の見直し		
退職手当支給率の見直し		国に準じた見直しを実施
諸手当の 総点検の 実施関係	通勤手当の適正化	〃
	住居手当の適正化	〃
	特殊勤務手当の適正化	なし
	その他の手当の適正化	
技能労務職 の給与の見 直し関係	給料表の適正化	国に準じた見直しを実施
	国・民間団体等の比較の実施	行っていない

(3) 給与の適正化に関する取組み目標

取組目標		実施内容	実施期間				
			h 18	h 19	h 20	h 21	h 22
高齢層職員昇給抑制		55 歳から昇給を抑制する					
不適正な 昇給運用 の是正 関係	退職時特別昇給廃止	廃止する					
	初任給基準の見直し	国に準じて随時見直し					
	昇給期間短縮見直し	〃					
級別職務分類表に適合しない級への格付け(わたり)等の見直し							
退職手当の支給率の見直し		国に準じて随時見直し					
諸手当の 総点検の 実施関係	通勤手当の適正化	〃					
	住居手当の適正化	〃					
	特殊勤務手当の適正化	検討					
	その他の手当の適正化						
技能労務 職の給与 の見直し 関係	給料表の適正化	国の行政職(二)俸給表を実情に合わせ運用					
	国・民間団体等の比較の実施	民間と比較を実施する					

(4) その他の取組み目標

人事院勧告と町民の所得等を勘案し「給与構造改革」の趣旨に基づき、適正化を推進する。

(5) 定員・給与の公表

職員の定員・給与の公表については、阿賀町ホームページにおいて公表を行うと同時に「広報あが」10月号により毎年町民に周知を図っている。

(阿賀町ホームページ) URL <http://www.town.aga.niigata.jp>

5 経費節減等の財政効果関係

(1) 経費節減等の財政効果に対するコンセプト

危機的状況にある財政事情の現状から、受益と負担の関係を再考するとともに、税をはじめとして、各種使用料等についても町民に実情を詳説し、コンセンサスを得たうえで適正な料金改定を実施していく。

阿賀町総合計画の事務事業の実現に向けた財源の確保に取り組むため、限りある財源の中で最大限に活用できるよう従来の事務事業の精査と合理化などの見直しを行うとともに、財源配分の重点化を実施し、最小の経費で最大の効果を上げるための行政運営に努める。

(2) 経費節減等の財源効果額

(単位：百万円)

項 目		取組目標(見込額)				
		h 18	h 19	h 20	h 21	h 22
歳入	税の徴収対策	3	2	0	5	3
	使用料・手数料の見直し	0	2	3	3	4
	未利用財産の売払い等	0	1	2	2	3
	その他	0	0	1	1	1
歳出	職員外人件費	108	115	140	140	165
	民間委託料による事務事業削減	30	10	10	0	0
	内部管理経費・施設維持費の見直し	4	4	2	2	2
	各種団体への補助金・交付金の見直し	10	20	20	20	20
	投資的経費の見直し	395	50	50	50	50
	その他事業の整理合理化	0	2	2	2	2
計		550	206	230	215	244

(3) 各取組み項目における主要施策について

町民税については、収入の確保及び税負担の公平性確保のため、徴収体制を一層強化し、徴収率の向上に努める。また、法人割にかかる超過課税の導入についても十分に検討して、対象事業者の理解を得ながら超過課税制について検討していく。

保育園の使用料については、受益と負担の観点から随時見直しを検討する。

各種の手数料については、消費税の引上げ論がなされている現状から、国の方針に基づき値上げを検討していく。

また、未利用資産等については、将来の土地利用の方途を充分勘案したうえで、結果的に不要な土地は用途廃止の手続きを行い、適正価格により売却に努める。

国民健康保険税については、現状にあっても県下有数の最上位層に位置する高齢化率である本町において、加速度的に増大する医療費の財源を確保する観点から税の引上げについて年次計画を作成し、歳出とバランスのとれた徴収額を検討していく。

介護保険料については、利用者数の中期的な見通しを把握するとともに利用者のニーズに

見合ったサービスを提供するための受益者と町の負担額のバランスを算定し、適正な料金の検討を定期的実施する。

ごみ収集事業については、ごみの減量化及び委託料の低減化に資するために各世帯の排出量に対し応分の有料化について検討する。

補助金・交付金等については、その趣旨を充分精査し、町勢または地域の活性化、自立化に資する事業であるか、投資効果、費用対効果または補助のあり方としてその事業が完遂していないかなどの調査を逐次実施し、漸減、削減または廃止に向けた検討を逐次実施する。

投資的経費については、極力削減する。住民要望についてランク付けを実施するとともに、合併により余剰となる施設の再利用などあらゆる可能性を追求し、緊急性及び必要性を最優先し事業展開を図ることとするが、原則的にはスクラップアンドビルドで対応することとし、今後は対前年実績に対して最低 10%は削減を継続していく。

物品の購入及び管理については、事務処理の見直しを行い一元化する。これにより、各課との連携が強化されることで重複した物品購入を回避し、利用頻度等の面から極力共同利用を図り、物品購入費の削減額は対前年度比の 10%減を当面 10 年間にわたり実施する。リース関連の物品についても同様の扱いとし、極力各種物品の利用頻度を高めるとともに効率化を実現し物品数の削減とリース契約の長期化を実現することで経費の削減を図る。

その他、事務事業の整理合理化については、町の今後を見据え、時代の潮流を考慮し、町の地形をも勘案した中で、町民のニーズを的確に掴みかつ速やかに弾力的な対応を実施できる体制づくりを随時実施していく。

学校・保育園の統廃合はもとより、廃園・廃校となった施設の有効利用を充分検討するとともに各セクションにおいても同様の視点にたち、結果的に将来的に見通しの立たない施設については早急に解体を実施する。

本庁以外の 3 支所の運営についても、現状の支所機能を維持していくうえで、現支所庁舎の維持管理費が 1 億円となっており配置職員数に比して非効率的に過ぎることから、配置職員数に見合った小規模な支所を建設するか、他の施設を再利用するか、もしくは商工会、消防分遣所、郵便局等々を入庁させるかなどを多面的に検討し、ランニングコストの削減に努めるとともに現有施設の有効利用を解体、売却も視野に入れた中で十分に精査検討を行う。

事務事業の見直しは、換言すれば縮小・統合・廃止であり、合理化を計画的に行い、計画自体の見直しも随時実施し、行政の効率化を継続的に実施しながら経費の削減に努めるものである。

6 第三セクター、地方公営企業・特別会計事業

第三セクター関連については、多角的に徹底した分析と見直しを実施するため、第三セクター等調整係を商工観光課内に設置した。

地方公営企業・特別会計事業

(1) 経営改革の推進

水道事業会計については、これまでもメータ検針の委託や施設の一部管理委託などを実

施してきた。

しかし、120 区を抱える本町にあっては、各施設数も水道 1、簡易水道 27、小規模水道 9、飲料水供給施設 6、その他の水道 7 と 50 施設あり、下水道では公共下水道 5、農業集落排水施設 19、林業集落排水施設 2、その他排水施設 1 と 27 施設が点在しており、管理業務体制としての人員削減については、困難な現状である。

また、上下水道料金は旧町村の料金体系のまま現在に至っており格差の解消を合併後 5 年以内に実施するという合併合意に基づき、平成 22 年度までに公共料金の格差是正を実現するための年次計画作成を早急に実施する。

以上のことから、公営企業の原則である「使用料金をもって歳出に充てる」ことは、管延長と加入数の低密度から不可能である。

加えて、水道施設も昭和 40 年代創設の施設が多く、更新時期に至っている。このことから、漏水事故も多発するなど、計画的な更新工事を実施しているため、一般会計からの繰出しは最小限度止むを得ない。ライフライン確保の基本的な行政の責務からも適正な維持管理に努める。今後は、未収金の徹底した徴収を実施し、滞納金 0 円を目標に努める。

(2) 定員管理の適正化関係

高齢化、少子化、そして人口は減少の一途を辿る本町にあって、年末年始・ゴールデンウィーク・お盆などは各集落の人口が 3 倍にも膨れ上がる。

給水人口に対して、施設の適正規模の設定が極めて困難であり、維持管理上からも人員の削減は厳しい現状にある。

更新工事等事業の政策的動向を勘案し、組織の再編など、可能なものについては極力委託方式に切り替え、事務の O A 化を積極的に推進するとともに、慣例化している事務作業等を逐次見直ししながら創意工夫することで簡略化を図り、効率的な行政体制を確立する。

(3) 給与適正化関係

4 (1) 給与適正化のコンセプトと同じ。

(4) 経費節減等の財政効果

経費削減等の財政効果についての基本的なコンセプトは、5 (1) と重複するものであるが、小規模水道及び飲料水供給施設並びにその他の水道など 10 戸未満の集落も多く散在している現状から、使用料と維持管理費の歳入歳出の関係においては物理的にアンバランスが生じることも止むを得ない。

ライフラインの中でも最も重要な施設の一つであることから、一般財源の繰出しも最小額の範囲内においては止むを得ない。

しかし、現状において未収金の発生があることから、財源の確保と受益者負担の原則、公平性からも徴収体制の強化を図り、正規な歳入の確保のためには給水停止の行使など毅然とした姿勢で臨むことに努める。